

信用創造と FinTech を活用した新しい地域通貨 の政策提言

小さな予算で大きな経済効果が実現可能

代表者氏名 新川 佑亮
共同執筆者氏名 市川 将義

要 旨

長崎県の抱える課題の多くは財政が豊かであれば解決しやすい。従って、経済を強くして税収を増やすことが豊かな未来に繋がると考える。経済を強くするには、県外にお金を流出させない、外需を獲得する、お金の流通速度を上げる、お金の量を増やす、滞留したお金を活用する、等の方法がある。これらの視点を同時に実現する地域通貨事業を提言する。

のためには、地域経済圏を構築することが有効である。スマートフォンの位置情報機能を活用することで、紙の地域通貨に比べてシンプル且つ低コストで地域経済圏が構築できる。

を行うには、観光や留学・移住等の段階毎に県外住民に消費の誘因として地域通貨を付与することが有効だ。段階的に誘因を作ることで、消費拡大の導線や県外住民の属性を分析することが可能となる。

については、Fin Tech により可能となる。地域通貨を1ヶ月使用しない場合に残高を1%減少させることで、消費を速める誘因をつくる。また、売買の際に売主と買主双方に取引額の1%分の地域通貨を還元することで、消費の促進を図る。

の実現には、信用創造の仕組みの応用が必要だ。地域通貨は円への換金を可能とするが、換金よりも決済手段としての使用が合理的と判断されれば地域通貨は転々流通することとなる。そして換金の需要が少なければ、流通している地域通貨と同額の支払準備金を用意する必要がない。つまり、地域通貨が転々流通するほど換金のための予算が少額になり、一方消費は拡大されて大きな経済効果が生まれることになる。

転々流通した地域通貨は、一部の企業において滞留が起こることが想定される。そこで実現するために、滞留した地域通貨と円を交換できる仕組みを作る。地域通貨を保有する一部の企業と住民の間で地域通貨と円の交換を行うことで、再度住民から企業へと地域通貨が循環する導線ができる。

以上の信用創造と Fin Tech を活用した政策により、最少の予算で最大の経済効果を生み出すことが期待できる。

【目次】

1. 長崎県の未来と目指すべき姿	4
1.1 長崎県の現状と未来	4
1.2 強い経済を作るためには	4
1.3 今後目指すべき長崎県の姿	5
2. 実施すべき手法	5
2.1 地域経済圏の構築方法	5
(1) Fin Tech による地域経済圏	5
(2) 市町別地域経済圏	6
2.2 外需の取り込み方法	6
(1) 県外住民への誘因	6
(2) 県外住民と地域経済圏	6
2.3 地域通貨流通の加速方法	6
(1) 円本位制地域通貨	7
(2) 腐るお金	7
(3) 取引の誘因	7
2.4 地域通貨量の増加方法	7
(1) 地域通貨の取得方法	7
(2) 信用創造による地域通貨発行	8
2.5 地域通貨の循環方法	9

(1) 地域通貨滞留の仕組み	9
(2) 地域通貨滞留の改善策	9
3. 実施する上での注意点	10
3.1 営業の重要性	10
3.2 法令遵守	10
(1) 法定通貨との兼ね合い	10
(2) 電子決済と送金・現金払戻	11
(3) 地域通貨の前払支払方式	11
(4) 地域通貨の付与	11
(5) 地域通貨の販売	12
(6) その他関係法令	12
4. 図表	14
5. 参考文献	14

1. 長崎県の未来と目指すべき姿

県政 150 年を迎える長崎県は、現在 100 年に一度の変革期にあるとされている。では、長崎県の現状及び課題には何があり、その解決の結果どのような未来が実現できるのであろうか。長崎県は今、何を指してどんな新たな政策を実施すべきなのだろうか。

1.1 長崎県の現状と未来

2030 年を見据えると県の人口は 10 万人以上減少の 119 万人と推計され、生産人口は 10 万人以上減るのに対し高齢人口はおおよそ横ばいのままと予想されている。そうした人口構造の変化の中で「県内の医療、介護、インフラ、公共交通、コミュニティ等をどのように維持・確保していくか」¹が求められている。

平成 30 年度長崎県県民経済計算(推計)によると「県内総生産は名目で 4 兆 6,766 億円(対前年度 795 億円増)、物価変動の影響を除いた実質では、4 兆 5,055 億円(同 805 億円増)であり経済成長率は名目で 1.7%増加、実質は 1.8%増加」²となっている。

今後、人口減少に伴い経済成長率が鈍化することが予想されるため、強い経済を作ることによって人口減少に歯止めをかけ、様々な地域社会の課題に対応していくことが望ましい。

1.2 強い経済を作るためには

では、どのようにして強い経済は作るこ

とができるのか。ここでは以下の視点を提示したい。(図 1)

まず、漏れバケツ理論である。³この理論では、県外へのお金の漏れを防ぎ県内にお金を貯めることで、地域経済を潤うことができる。長崎県においても一定の消費は県外で行われているが、この消費を長崎県内に留めることができれば、県内企業が利益を上げ、従業員である住民の所得も上昇しやすくなる。

次に、外需の視点である。ここで使用する外需とは、県外から得られる利益を指す。具体的には観光や輸出が挙げられるだろう。両者とも県外からお金を呼び込むことができるため、外需が増せば県内企業は潤う。

3 点目は、貨幣数量説の視点である。⁴この説では、通貨量や通貨の流通速度が増すと名目 GDP(県の場合は県民総生産)が増すとされている。数式は「名目 GDP=M(通貨量)×V(速度)」と表され、名目 GDP を大きくさせるには、M(通貨量)若しくは V(速度)の値を大きくすることとなる。

4 点目は、お金の循環の視点である。資本主義経済では格差が生まれるが、お金を多く保有している主体のうち、一定部分のお金は使われずに保管されている。お金という資源を有効活用することで経済は活性化される。

では、これらの視点を踏まえてどのような新しい政策が考えられるのだろうか。ま

¹ 長崎県庁, 『長崎県 2040 年研究会』より引用

² 長崎県庁, 『平成 30 年度長崎県県民経済計算』より引用

³ es Inc, 『あなたの地域は漏れバケツ? お金は地域にとどまっていますか?』参考

⁴ あおりんごの経済と金融, 『【図解】貨幣の流通速度とは? 低下理由を計算式を用いてわかりやすく』参考

た、その結果どのような長崎県のあるべき姿が浮かび上がるのだろうか。

1.3 今後目指すべき長崎県の姿

以上 4 つの視点から想像できる長崎県の目指すべき姿は次のイメージとなる。

県内での消費が増え、取引を通じて豊かな住民関係が構築されている未来。県の魅力を県外の多くの人を知り、良い関係を築ける未来。経済が回転し、自分及び地域社会が潤う未来。経済にお金が充分に行き渡り、安定した生活を送れる未来。

お金が社会を循環し、持てる者も持たざる者も共に発展していける未来。

では、この未来を実現するための政策とはどのようなものか。に対しては、地域通貨を使った地域経済圏を構築するという政策が考えられる。に対しては、県外住民に誘因を与えることで県内取引を促進する政策が考えられる。に対しては、買物の度に売主と買主の双方が得をする政策が必要だろう。に対しては、お金を発行することができれば可能だろう。に対しては、持てる者が得をしながら持たざる者にお金を回すことができればいい。

以上のように、4 つの視点を元に、5 つの未来をイメージし、5 つの手法について概観できる。

なお本提言の特徴は、Fin Tech を活用した地域通貨により、低コストで地域経済圏の構築が可能であること、及び信用創造の仕組みを地域通貨に応用することにより、通常の歳出以上の経済効果を生み出すことが可能であること、である。

2. 実施すべき手法

この章においては、先に提示した 5 つの

手法について具体的な政策を述べるが、その前に本提言の特徴について示したい。

本提言は、信用創造の仕組みと Fin Tech を活用した地域通貨事業である。利用者と店舗間でスマートフォンを使用し QR コード決済を行う方法や、利用者間で送金が行える点は既存のスマホ決済事業者と同様である。しかし、異なる点は利用者と店舗間のみならず、店舗間若しくは企業間で地域通貨の決済が行えることである。また、地域通貨という特性のため、決済が該当地域のみに限定されることも異なる点のひとつである。

2.1 地域経済圏の構築方法

地域通貨とは特定の地域内で流通する通貨であり、地域通貨の導入により地域経済圏を構築することができる。近年は、地域通貨の Fin Tech 化によって、紙幣の地域通貨に比べて運営コストが下がり、新たな地域通貨が誕生する等注目を集めている。

(1) Fin Tech による地域経済圏

本提言の地域経済圏の構築方法は、スマートフォンやタブレットで位置情報を取得することにより、限定された地域内での決済を可能にする手法である。既存の地域通貨の仕組みでは、決済のできる店舗を登録することによって特定の地域経済圏を構築していた。位置情報取得による決済では、位置情報から県内にいることを確認し、県内にいる者同士であれば場所を固定せず自由に決済ができる仕組みとなる。このことにより、店舗や企業の利用登録において、実際に県内に本拠を構えているかどうかを書類等で確認するコストを省くことができる。

また本提言では、従来の利用者と店舗の取引のみならず、利用者間又は企業間の決済も特定の地域内で行うことができる。利用者間の取引は、買物代行や不用品の売買等、様々な取引を通して住民間の相互扶助を促進することに繋がり、また新たにビジネスを始めたい人のプラットフォームにもなる。企業間の取引では、県外にお金を漏らさず県内企業を活性化し、地域通貨が転々流通していくというメリットがある。

(2) 市町別地域経済圏

上述した地域経済圏は、長崎県全域で実施するだけでなく、県内の市町毎に地域経済圏を設定することも可能だ。決済範囲を長崎県内から市町の範囲に変更するだけで、市町においても地域経済圏を構築することができる。このプラットフォームを作ることによって、県が各市町に事業の参加希望を聴取し、手を挙げた市町から実施していくということも考えられる。その場合、一つのプラットフォームで全ての市町が事業を実施することができるため、市町毎で独自にシステムを構築するのに比べ大幅なコスト削減効果が期待できる。

2.2 外需の取り込み方法

県外住民の需要を取り込むための一つの策として、地域通貨を先に付与することにより誘因を与え、観光等の需要を喚起する方法が挙げられる。なお、この場合でも地域通貨は県外に流出しない。

(1) 県外住民への誘因

本県外住民に地域通貨を使用してもらい行政目標を達成するためには、以下の政策の流れが考えられる。まず、県外住民がスマートフォンで利用登録をした際に一定の地域通貨を付与する。更に、スマート

フォン画面から長崎観光の様々な広告を閲覧する度に地域通貨が付与される。その他、ふるさと納税による地域通貨取得も可能とする。長崎県内若しくは特定の観光地に足を運んだ際はスマートフォンの位置情報から場所を特定し、更に地域通貨を付与する。このように、まずは広く県外住民にアプローチし、長崎県への旅行に近づけば近づくほど地域通貨が段階的に付与されていく方式が有効だと思われる。

更に、オープンキャンパスへの参加、漁業や農業を含む地元企業の仕事体験プログラムへの参加、災害ボランティア等、それぞれに応じて地域通貨を付与することにより移住者獲得に至る導線を作ることができる。なお、Fin Tech であるため、それぞれの段階毎の県外住民の割合や居住県等の属性を確認でき、数量的に政策の修正や新規政策に役立てることも可能だ。

(2) 県外住民と地域経済圏

県外住民に地域通貨を付与しても、県外で地域通貨が流通してしまえば地域経済圏を維持することができない。そのため県外住民については、一定の規制を与える必要がある。とはいえ、先に述べた地域経済圏の仕組みによりそれは実現できる。それは、県外住民に様々な形で地域通貨を付与したとしても、上述した Fin Tech の仕組み上、県内を訪れなければ地域通貨を使うことはできないからだ。県外住民が地域通貨を使用したい場合、長崎県内を訪れ長崎県内に居る者に対して取引を行う必要がある。つまり、県外に居ても地域通貨の保有はできるが、使用する時には必ず長崎県に来る必要がある。

2.3 地域通貨流通の加速方法

地域通貨を早く消費に使用することにより、住民から店舗へ、店舗から企業へと取引回数が増大できる。取引によってそれぞれの企業の売上が増すため、取引速度を速めることは県民総生産を押し上げることに繋がる。取引速度を上げるためには、地域通貨を長く保有することが損となり、取引を重ねるほど得となる仕組みを取り入れることにより、合理的な判断として取引を行う速度が高まると考えられる。

(1) 円本位制地域通貨

地域通貨が流通するためには、まず売主が地域通貨の価値を信用し決済を受け入れてもらう必要がある。そのためには、信用の裏付けとして地域通貨が円に換金される仕組みが必要であろう。少なくとも政策開始初期の段階では、地域通貨の使用先に限りがあることが予想されるため、売主が地域通貨を支払いに使えない場合に備える必要がある。地域通貨が円に換金できることで売主は安心して地域通貨を受け取ることができるだろう。

(2) 腐るお金

ドイツの「キームガウアー」という地域通貨は「腐るお金」といわれ、使用しないと3ヶ月毎に2%の価値が失われる。価値が失われることで購買意欲が増し、ユーロに比べて約3倍の流通速度となっている。⁵本提言の地域通貨流通の加速方法の1点目は、地域通貨を取得すると1ヶ月毎に

1%ずつ残高が減る機能の導入である。この機能により、地域通貨の流通速度が速まることが期待できる。

(3) 取引の誘因

加速方法の2点目は、決済を行うと買主と売主の双方に決済額の1%(合計で2%)の地域通貨が還元される仕組みの導入である。1%という数字はスマホ決済事業者とほぼ同等⁶であるが、大きく異なる点は売主側にも同額の1%が還元されることである。売主にも還元がされることで地域通貨を決済に導入する企業の増加を促進できる。またスマホ決済事業者は平均で3%程度の決済手数料がかかるが、⁷本提言においては決済手数料を徴収しないため、より導入意欲が高まると思われる。

なお、地域通貨の還元策により財政負担が増える懸念が生じると思うが、その懸念の解消については次節において説明する。

2.4 地域通貨量の増加方法

地域通貨は県が住民に向けて付与方法や、利用者自身が円を地域通貨に換金して利用する方法が考えられる。発行された地域通貨は円への換金が認められているため、発行した地域通貨と同額の予算を支払準備のために保有することが必要と思われる。しかし、実際には予算以上の地域通貨発行が可能である。予算以上に地域通貨量を増やすことで、貨幣数量説に従い県民総生産を増やすことができる。

⁵ ゲゼルマネー 経済学入門 『ゲゼルマネーの貨幣回転率(キームガウアーの例)』(2019.5.29) 参考

⁶ AppIlio 『スマホ決済主要6社のポイント

還元率 2020年最新まとめ、いま使うべきペイはどれ?』(2020.7.2) 参考

⁷ Foodist 『スマホ決済の手数料が7月から順次有料化。飲食店への影響と主要各社の比較』(2021.7.19) 参考

(1) 地域通貨の取得方法

住民が地域通貨を取得する方法としてまず考えられるのは、全住民に地域通貨が付与される初期給付だ。静岡県西伊豆町では、全住民に地域通貨 1 万円分を付与している。⁸

次に考えられるのは、行政目的に応じて地域通貨を付与する方法だ。住民の健康増進を目的とするならスポーツ施設に来所する毎に地域通貨を付与すれば、健康に対する誘因が働き健康保険や介護保険料の減額に結びつくだろう。学業を伸ばすことを目的とするなら、図書館への来館や学業成績優秀者に対する地域通貨の付与もいい。介護ボランティアや公園清掃ボランティア、お祭やイベントへの出店等、地域力の提供に対して地域通貨を付与することも可能だ。女性の社会参加や起業促進等の広報の視聴に対して地域通貨を付与することもできる。

これらの企画は Fin Tech であれば容易に実現することができる。しかし、地域通貨を常用的に使用してもらうためには全体額がまだ小さい。そのため、既存のスマホ決済事業者と同様に、円を地域通貨に換金する仕組みが必要である。クレジットカードや銀行からの入金によって円を地域通貨に換金する方法が考えられるが、様々な換金手段を用意すると運営コストが増大するため、長崎県においては十八親和銀行またはゆうちょ銀行からのみ換金できる方法にすれば、コストを低下させることができるだろう。

(2) 信用創造による地域通貨発行

銀行では信用創造の仕組みにより、法定準備金に対し平均で 1,000 倍の預金を創り出すことができる。⁹これが可能な理由は、全ての預金者が一斉に預金を引き出すことが通常考えにくいからである。地域通貨も同様に、地域通貨の保有者が一斉に円への換金を行わないのであれば、流通している地域通貨と同額の円を換金のために準備しておく必要はない。地域通貨が住民から店舗へ、店舗から企業へ、企業からまた住民へと転々流通し、その間に円に換金されることがほとんどない状況を創り出せたならば、円への換金のために準備すべき予算はほぼ必要ないということになる。これを実現するためには、円への換金よりも地域通貨を決済に使用した方が合理的に得となる仕組みが必要となる。

上述したように、地域通貨で取引をするとき合計 2%の地域通貨の還元がされるため、現金に比べて合理的に得となる。各種スマホ決済やクレジットカードと比べても、同等の還元率となるため地域通貨を利用するメリットは大きい。企業間で決済を行う際にも合計 2%の地域通貨還元を行う。企業間取引におけるポイント還元の仕組みはほぼ見られないため、企業にとっては大きなメリットを享受できる。

地域通貨の 2%還元の原資は、流通している地域通貨量に対する円への換金率に応じて支払準備金を用意することとなるが、仮に地域通貨の 1 年における回転数が 2 回とした場合、その経済効果は地域通貨

⁸ あなたの静岡新聞『町民にポイント一万円分上乗せ 西伊豆町、独自の電子通貨活用』（2020.9.3）参考

⁹日本銀行『準備預金制度における準備率公表データ』参考

発行額の2倍プラス経済波及効果になる。それに対して、地域通貨2%還元の間年還元率の数式は $1.02^2 = 1.04$ となる。従って、地域通貨の2%還元分を支払準備金として負担したとしても、負担額よりも経済効果額の方が大きいということが分かるだろう。

2.5 地域通貨の循環方法

資本主義経済下では、地域通貨を含めお金は平等に分けられず偏在しやすい。偏在したお金の一部分は活用されず滞留してしまうため、滞留したお金を資源として有効活用することで経済が活性化できる。また地域通貨の円への換金を減らせば減らすだけ、信用創造の仕組みにより低予算で大きな経済効果が得られる。そのため地域通貨を偏在する企業が、円への換金を求めるよりも住民へと循環する仕組みがあれば、地域通貨は転々流通することとなり、永遠に地域経済を走り回ることとなるだろう。それが実現できれば、円の換金のために準備しておくべき準備金、すなわち行政予算をほぼ確保することなく経済効果が高まり、税収が増加するという好循環が期待できる。

(1) 地域通貨滞留の仕組み

住民が地域通貨を店舗で使用することは、2%還元の誘因もあることから多くの場合可能であろう。売主が個人事業主であれば、受け取った地域通貨をまた住民として使用することができるため、地域通貨は循

環し続けることができる。しかし、店舗が企業からの仕入れに対して地域通貨を使用した場合、企業は地域通貨を住民として使うことは難しい。現状、地域通貨を従業員への給与として支払うことが不可能なためだ。企業が地域通貨を使用したい場合、税理士等の士業や仕入先、オフィスやテナント等の不動産、水道光熱費等への支払いとなるだろう。岐阜県の飛騨高山地域で営業する飛騨信用組合のさるぼぼコインでは、士業や仕入先に対する地域通貨の支払いはもちろん不動産や水道料金、各種税や保険料への支払いも可能となっている。¹⁰ また、君津信用組合・木更津市・木更津商工会議所が連携して普及に取り組むアクアコインでは、地域通貨の電気料金支払いや、木更津市の住民票取得等の各種手数料支払いが可能となっている。¹¹¹²

長崎県で行う地域通貨においても、地域通貨による不動産や電気料金の支払いが可能であれば、各企業が地域通貨の支払い先に困った場合にそれらに使用することが考えられる。そうなれば、不動産企業や電気会社に地域通貨が多く集まることになり、使用されずに滞留する地域通貨が出てくることが予想できる。

(2) 地域通貨滞留の改善策

滞留した地域通貨を保有する企業から地域通貨を住民へ循環させるためには、住民が企業に対し円と地域通貨の交換取引を行うことで対応できる。住民は銀行等か

¹⁰ 新・公民連携最前線 『“お金の地産地消”を公民連携で加速へ、電子通貨「さるぼぼコイン」』(2020.1.21) 参考

¹¹ A C A C O O I N 『電気料金のお支払いもアクアコインでお得に!』参考

¹² 木更津市 『市民課窓口と出張所・連絡所で
アクアコインが使えます!』
(2019.10.9)
参考

ら地域通貨をチャージできるが、一定のチャージ限度額を設定し、多くの地域通貨を取得したい場合には企業から上限なしで円を地域通貨に交換できる仕組みを導入する。この場合、交換の安全性を担保するため長崎県が交換業者の指定をすることが望ましいだろう。指定交換業者となる企業は、長崎県に対して円への換金を依頼するよりも、住民との取引によって換金した方が、2%還元の特典があるためメリットが大きい。また住民にとっても同様の特典が働くため、銀行等からのチャージよりも指定交換業者を利用することが合理的に得となる。

この仕組みの実現で地域通貨の偏在を防止することとなり、住民から店舗、店舗から企業、企業から指定交換業者、指定交換業者から住民へと地域通貨の転々流通の導線が完成する。そうして地域通貨は地域内を循環し続け、地域経済を押し上げ、経済が活性化し、税収が増加することが期待できる。

3. 実施する上での注意点

本提言を実行するに当たっては、様々な課題が明るみになるだろう。特に重要なのは、地域通貨の普及及び、法令の確認だと考えている。住民においてはスマホ決済が定番化しているため普及は期待できる。企業においては地域通貨による決済という商習慣が少ないため、導入に結びつくよう営業努力が必要だ。

法令においては遵守することが当然であるが、本提言において明確に規制している法律はない。財務省が主旨に賛同すれば問題なく事業が実施できるだろうが、異な

る考えであれば法令解釈において協議することもあり得ると思われる。

3.1 営業の重要性

多くの人々が地域通貨を利用し、転々流通が行われるためには、たくさんの店舗や企業で地域通貨による決済を導入してもらう必要がある。決済時に還元される合計2%の特典や、決済手数料無料は導入のメリットとして提示できる。更に地域経済圏による地域経済の底上げは、地元企業にとって持続可能な経営に結びつくというメリットがある。

しかしながら、企業間取引において地域通貨を利用するという商習慣が少ないことから、導入を躊躇する企業も現れることだろう。導入企業が増えて地域通貨の使い先が増えるほど、地域通貨の転々流通が実現し、経済活性化や財政健全化に繋がっていくことから、導入企業の開拓は最も重要なファクターであると思われる。

導入企業の開拓のため、県や市町と関係の深い商店街連合会や中小企業組合等に政策の主旨を理解してもらい、導入に繋がるよう説明会を行うことは必要だろう。また地銀や信用組合、信用金庫は地域と一蓮托生の存在であり、且つ日頃から企業等と密接な関係があるため、地域通貨導入のための営業協力を求めたいところだ。上述したさるぼぼコインやアクアコインは、いずれも信用組合が主体である。長崎県においても、信用組合等は本提言の主旨に賛同してくれるのではないだろうか。

3.2 法令遵守

本地域通貨事業の実施主体及び仕組みは既存の同事業と異なっているため、明確に規制している法律はないものの、実施に

当たっては個別の協議が必要となる場合があると思われる。

(1) 法定通貨との兼ね合い

地域通貨の発行について留意すべきは、法定通貨に関する法令に抵触しないかどうかである。通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律等で国及び日本銀行の通貨発行権が規定されているが、本地域通貨事業においては紙幣類似証券取締法との関わりが重要となる。同法では「紙幣に類似した作用をなすもの」の発行を禁止しているが、財務省の見解によると「紙幣の機能とは、何処でも、誰でも、何にでも支払いし決済の手段として利用できること」としている。¹³ 本地域通貨事業においては、長崎県内という地域限定の利用となるため「何処でも」利用できるものではなく、同法の規定には抵触しないと考えられる。また地域通貨が国の法定通貨政策に混乱をきたすものとは考えにくいことから、地域通貨の発行自体に問題はないと考えられる。

しかし、本地域通貨事業では地域通貨の「転々流通性」が問題となる。2000年代初期、北海道の留辺蘂町(現在は北見市に合併)にて転々流通性をもたせた地域通貨(紙の商品券)発行に際し、財務省が同法の規定に抵触するとし発行に難色を示した経緯がある。結局は、地域通貨が複数回流通するのを登録事業者に限ること、換金は指定された金融機関に限ること等の条件をつけ現行法のもとでの事業実施となったが、そのような制約を課された経緯には留意する必要がある。他方、それから 20

年近く経過し科学技術の進化や社会情勢の変化がある中で、当時と同じ条件が必要かどうかは不明確であり、実際は法解釈について個別で財務省と協議することになるだろう。

(2) 電子決済と送金・現金払戻

本地域通貨事業では近年普及しているスマホ決済のやりとりが基本であり、行政機関より付与する地域通貨を、個人と店舗間における一般的な売買契約の決済手段として使用する際には特段法令に抵触するものはない。

他方、個人間の地域通貨移動や現金への払戻に関しては、資金決済に関する法律(以下、「資金決済法」と表記。)に規定する資金移動業にあたると思われる。これは為替取引を銀行等以外の者が業として営むことであり、実施する主体は内閣総理大臣の登録を受けなければならないと規定されている。他にも履行保証金の供託等利用者保護のための制約も課される。しかし、資金決済法第40条1項の規定にあるように実施主体は「株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)」を想定しており、地方自治体を想定していない。そもそも法規定の主目的が利用者保護であることを鑑みれば、本地域通貨事業において同法の制約に抵触するものではないと考えられる。

(3) 地域通貨の前払支払方式

個人の利用者が事前に現金を地域通貨に変換できるためには、当該事業者は資金決済法に規定する「前払式支払手段発行者」として内閣総理大臣に届出をする必要が

¹³みずほ中央法律事務所『【通貨高権・紙幣類似証券取締法と仮想通貨】』

(2017.1.27) 参考

ある。同法では現金の事前チャージについて「前払式支払手段」として定義している。しかし同法第4条にて「国又は地方公共団体が発行する前払式支払手段」については適用除外と規定しており、従って本地域通貨事業では長崎県が発行主体となるため同法の制約に抵触するものではないと考えられる。

(4) 地域通貨の付与

初期の地域通貨付与については行政機関からの現金給付と同義であるが、それ以外の地域通貨付与についてはどう解釈するか。まず取引における地域通貨付与については、不当景品類及び不当表示防止法に規定する「景品類」のうち「総付景品」に該当し、取引の価額の10分の2までの付与制限(取引額1000円未満の場合は200円まで)が課される。その他、行政目的(ボランティアや行政施設利用等)に沿った地域通貨付与に関しては、それぞれの性格を鑑み法令を適用すれば良い。例えばボランティア活動によるポイント付与については、既存の介護ボランティアポイント制度の運用を応用すれば良い。

(5) 地域通貨の販売

本地域通貨事業では企業間の取引においても地域通貨の利用を想定しているが、それ以外にも獲得した地域通貨について、指定交換業者は換金又は個人への販売を選択できる。前者については本章2(2)で示したとおりで、ここでは後者について示したい。

本地域通貨は、資金決済法上の第三者型前払式支払手段の性質をもち、いわゆる商品券と同様のものと考えられる。従って、指定交換業者が個人へ販売することは商

品券の転売とも解される。商品券については古物営業法第二条の「商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票」に該当するため、当該業者は同法第三条に規定するように都道府県公安委員会の許可が必要であると考えられる。その他にも、インターネット上での販売となるため特定商取引に関する法律に定める「通信販売」に該当し、表示義務等一定の義務が課されることになる。

他方、実際の事業実施にあたっては個人へ地域通貨を販売できる交換業者は県が指定することになるため、古物営業法で定めるところの古物商許可証を同じ県の公安委員会が発行する必要があるかどうかは議論の余地が残るところである。

(6) その他関係法令

利用者が一定期間地域通貨を保管することについて、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条に規定する「預り金」に該当しないかという疑義がある。同条では「他の法律に特別の規定のある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」とし基本的に「預り金」を業とすることを認めていない。ここで「預り金」とは「預金等と同様の経済的性質を有するもの」であり「不特定かつ多数の者が相手であること、金銭の受け入れであること、元本の返還が約されていること、主として預け主の便宜のために金銭の価額を保管することを目的とするものであること」の要件すべてに該当す

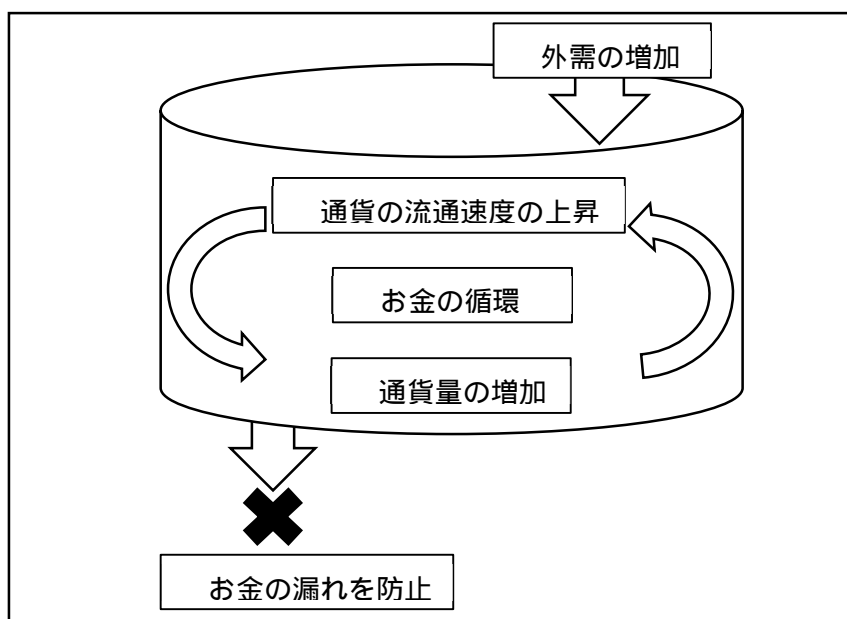
るものとしている。¹⁴そして、本地域通貨事業においては、その仕組み上の要件に該当しないと考えられる。しかし「送金と無関係に資金を預かったり、送金用口座と称して長期間金銭を預かり利息を付す等、その実態によっては実質的に「預り金」に該当する場合も考えられます。」¹⁵とし個別事例毎に該当するかどうか判断しているため、その解釈については個別に確認する必要がある。

¹⁴ 『金融庁事務ガイドライン第三分冊 金融会社関係 2 預り金関係』より引用

¹⁵ 『コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方』(2010.2.23) 出資法との関係 No145 より引用

4. 図 表

図1 強い経済の作り方



(資料) 出典元 『著者作成』

5. 参考文献

(1)新聞記事

『町民にポイント1万円分上乘せ 西伊豆町、独自の電子通貨活用』, 『あなたの静岡新聞』
2020.9.3, (<https://www.at-s.com/news/article/local/east/804310.html>), 2021.8.21

(2)インターネットで得た資料

あおりんごの経済と金融, 『【図解】貨幣の流通速度とは? 低下理由を計算式を用いてわかりやすく』 (2020.11.21), (<https://greenapple-investment.com/moneystock-and-velocity-of-money.html>), 2021.8.15

金融庁, 『令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等の公表につい

て』, (<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20201225-2/20201225-2.html#1/>), 2021.8.15

ゲゼルマネー経済学入門, 『ゲゼルマネーの貨幣回転率(キームガウアーの例)』

(2019.5.29), (https://gesell-money.hatenablog.com/entry/2019-0529_velocity-of-chiemgauer), 2021.8.17

消費者庁, 『景品規制の概要』,

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation/), 2021.8.15

新・公民連携最前線, 『“お金の地産地消”を公民連携で加速へ、電子通貨「さるぼぼコイン」』

(2020.1.21),

(<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/434167/010900139/?ST=ppp-print>), 2021.8.21

長崎県庁, 『長崎県2040年研究』,

(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/kennokeikaku->

[project/nagasakiken_2040_kenkyukai/index](#)),2021.8.15

長崎県庁, 「平成 30 年度長崎県民経済計算」,

(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/toukeijoho/kemminkeizai/485566.html>),2021.8.15

日本銀行, 『準備預金制度における準備率』,

(<https://www.boj.or.jp/statistics/boj/other/reservereq/index.htm/>),2021.8.21

みずほ中央法律事務所, 『通貨高権・紙幣類似証券取締法と仮想通貨』(2017.1.27),

(<https://www.mc-law.jp/kigyohomu/24539/>),2021.8.15

Applio, 『スマホ決済主要 6 社のポイント還元率 2020 年最新まとめ、いま使うべきペイはど

れ?』(2020.7.2), (<https://applio.com/smartphone-payment-reduction-rate-matome>),2021.8.17

AQUACOIN, 『電気料金のお支払いもアクアコインでお得に!』,

(<https://aquacoin.ensweb.jp/>),2021.8.21

es Inc, 「あなたの地域は漏れバケツ? お金は地域にとどまっていますか?」(2014.3.31),

(https://www.es-inc.jp/insight/2014/ist_id004964.html),2021.8.15

Foodist, 『スマホ決済の手数料が 7 月から順次有料化。飲食店への影響と主要各社の比較』

(2021.7.19), (<https://www.inshokuten.com/foodist/article/6169/>),2021.8.17

TOP COURT INTERNANTIONAL LAW FIRM, 『モバイル決済業を始めるのに必要なフィンテ

ックの法律を弁護士が解説』,(<https://topcourt-law.com/finance/mobile-payment/#i-9/>),2021.8.15